

鉄道利用運送事業運賃料金

- I コンテナ貨物運賃料金
- II 混載荷物運賃料金

適用開始日 令和6年7月1日



I. 鉄道利用運送事業コンテナ貨物運賃料金

I 運賃料金の種別および額

1. 基本運賃料金

(1) 基準料率表

ア. 駅託貨物または駅留貨物－第一種利用運送事業

種 別		5 ト ン コンテナ貨物	10 ト ン コンテナ貨物
発 送 料 ま た は 到 着 料	1 個につき	660 円	1,310 円
鉄道運賃料金	利用する鉄道の定めるコンテナ貨物運賃料金による。		

イ. 集貨付き貨物または配達付き貨物－第二種利用運送事業

種 別			5 ト ン コンテナ貨物	10 ト ン コンテナ貨物
発 送 料	集貨または配達距離 が 10 キロメートルま でのもの 1 個につき	東京都区内および大阪市内に所在する駅	12,170 円	23,140 円
		政令指定都市(大阪市を除く)に所在する駅	10,970 円	21,090 円
		その他に所在する駅	10,380 円	19,770 円
ま た は 到 着 料	集貨または配達距離が 10 キロメートルをこえ 50 キロメートルまでのものは、10 キロメートルまでを増すごとに 1 個につき		2,770 円	5,280 円
	集貨または配達距離が 50 キロメートルをこえ 100 キロメートルまでのものは、10 キロメートルまでを増すごとに 1 個につき		2,280 円	4,210 円
	集貨または配達距離が 100 キロメートルをこえるものは、10 キロメートルまでを増すごとに 1 個につき		1,690 円	3,120 円
鉄道運賃料金	利用する鉄道の定めるコンテナ貨物運賃料金による。			

(2) 待機時間料

	5 トン コンテナ貨物	10 トン コンテナ貨物
30 分を超え 30 分ごとに	1,880 円	2,660 円

(3) 割増率表

割 増 率 表

発送料 または 到着料	種 別		内 容	割増率
	品 目	危 険 品	ア. 火 薬 類	10 割
			イ. その他 ア. 以外で日本貨物鉄道株式会社の貨物品目 分類表所定のもの（放射性物質を除きます。）	3 割
	割 増	貴 重 品	日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表所定のもの	5 割
		汚 損 品 等	注 1 に掲げる貨物で作業上いちじるしく身体衣類を汚損する ものおよび身体に危害を及ぼすおそれのあるもの	3 割
	休日割増		日曜祝祭日及びそれにまたがる作業	2 割
	深夜・早朝割増		深夜・早朝割増の適用時間（午後 10 時から午前 5 時まで）及び それにまたがる作業	3 割
	午前指定割増		開始または終了する時間帯を午前中として指定する作業	1 割
	時刻指定割増		開始または終了する時刻を指定する作業	2 割
	冬 期 作 業		A 地区（別表の適用駅）	加算額 5 トンコンテナ 1,200 円 10 トンコンテナ 2,180 円
			B 地区（別表の適用駅）	加算額 5 トンコンテナ 2,180 円 10 トンコンテナ 4,140 円

注 1（汚損品等貨物）

- a. 黒鉛、グライ粉、かす類（水分を含んだものに限りします。）
- b. 鮮魚、塩魚、塩類（焼塩および食卓塩を除きます。）であってばらもの、同包装入のもの
- c. 染料、顔料、塗料、硫酸ナトリウム、鉱油とタール類、ガラスくず、モルタル
- d. まくら木で薬品を注入したもの、パルプ（乾燥不十分のものに限りします。）
- e. 汚損品類（日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表所定のもの）

2. 附 帯 料 金

附帯料金率表

種 別		料 金 率
品 代 金 取 立 料	発送、到着ごとに 1 個につき	10,000 円まで
		10,000 円をこえるものは、 10,000 円までを増すごとに
着 払 手 数 料	発送、到着ごとに 1 個につき	30,000 円まで
		30,000 円をこえるものは、 5,000 円までを増すごとに
移 送 料	30 メートルをこえ るものにつき 30 メートルまでを 増すごとに	5 トンコンテナ貨物 1 個につき
		10 トンコンテナ貨物 1 個につき
保 管 料	利用する鉄道の定めるコンテナ貨物料金表のコンテナ保管料によります。	
指 図 手 数 料	1 件につき	610 円
証 明 書 発 行 手 数 料	1 通につき	520 円

3. 消費税および地方消費税の運賃料金への加算

運賃料金総額の消費税法等に基づく税率分

Ⅱ 運賃料金の適用方

(適用範囲)

1. この運賃料金は、コンテナ貨物を鉄道を利用して運送する業務およびこれに附帯する業務をおこなう場合に適用します。

(運賃料金の種別)

2. 基本運賃料金の種別ごとの適用方は、次のとおりとします。
 - (1) 第一種利用運送事業の發送料または到着料は、鉄道への託送または鉄道から受取る場合に適用します。
 - (2) 第二種利用運送事業の發送料は、発駅において取扱、集貨の各業務を、到着料は、着駅において取扱、配達 of 各業務をおこなう場合に適用します。
 - (3) 鉄道運賃料金は、発駅から着駅までの運送区間に対して適用します。

(積込料又は取卸料)

3. 荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、積込料又は取卸料として実際に要した費用を収受します。
 - (1) コンテナにおける貨物の積み付けであって、荷崩れ及び偏荷重積載防止のため無償で供する資材以外の資材及び機材を用いての処置を講じた場合等には別途料金を収受します。
 - (2) 作業員を複数配置した場合には、人数と作業時間に応じて収受します。
 - (3) 積込み又は取卸し作業の際に荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途料金を収受します。

(待機時間料)

4. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は 10. (7) の附帯業務を行う場合における待機した時間を含みます。）が 30 分を超える部分については、待機時間に応じて所定の待機時間料を収受します。

ただし、1 回の運送において 2 箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。

(運賃料金の割増)

5. 運賃料金の割増の種別ごとの適用方は、次のとおりとします。
 - (1) 品目割増

貨物が割増品目に該当する場合は、發送料および到着料に対して品目割増を適用します。
この場合、貨物の品目は、原則として「日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表」によります。
 - (2) 休日割増

日曜祝祭日及びそれにまたがる作業は、休日割増を適用します。
 - (3) 深夜・早朝割増

深夜・早朝割増の適用時間（午後 10 時から午前 5 時まで）及びそれにまたがる作業は、深夜・早朝割増を適用します。

(4) 午前指定割増

開始または終了する時間帯を午前中として指定する作業は、午前指定割増を適用します。

(5) 時刻指定割増

開始または終了する時刻を指定する作業は、時刻指定割増を適用します。

(6) 冬期作業割増

別表(冬期作業割増)に定められた適用駅において、集貨または配達の業務をおこなうもので、12月1日から翌年3月31日までに受託する貨物に対し、それぞれ所定の割増額を加算します。

(運賃料金計算の基礎)

6. 運賃料金計算の基礎は、次のとおりとします。

(1) 集配距離

集配距離は、取扱駅を起点または終点として荷主の指定する場所までの間の通常走行する経路の実キロ程によります。

(2) 取扱駅適用の特例

川崎貨物、越谷貨物ターミナルの各駅に発着するコンテナ貨物で、集貨および配達先が、東京都区内となるものについては、東京都区内に所在する駅に適用される料率によります。梶ヶ谷貨物ターミナル駅、新座貨物ターミナル駅に到着するコンテナ貨物で配達先が東京都区内となるものについても東京都区内に所存する駅に適用される料率によります。

また、大阪貨物ターミナル、吹田貨物ターミナルの各駅に発着するコンテナ貨物で、集貨および配達先が大阪市内となるものならびに大阪市内を通過するものについては、大阪市内に所在する駅に適用される料率によります。

(3) 政令指定都市

政令指定都市とは、地方自治法 252 条の 19 第 1 項の規定により、政令で指定された都市をいいます。

(4) 鉄道運賃料金

鉄道運賃料金は、利用する鉄道の定めるコンテナ貨物運賃料金によります。

(運賃料金の計算方)

7. 運賃料金の計算方は、次によります。

(1) 運賃料金は、コンテナ貨物 1 個ごとに計算します。

(2) 第一種利用運送事業の運賃料金および第二種利用運送事業の運賃料金は、基準料率表に掲げる発送料および到着料と鉄道運賃料金を合算したものとによります。

ただし、第二種利用運送事業において集貨または配達の業務のいずれかをおこなわない場合は、発送料または到着料を低減します。

(3) 発送料または到着料の計算方は、次によります。

ア. 基準料率表の発送料または到着料については、10 パーセント以内増減したものとにより計算することができます。

イ. 割増率を適用する場合は、前号の金額(端数処理をおこなわない金額)に対し、それぞれ所定の率を乗じた金額を加算して計算します。なお、この所定の率は低減することができます。

ウ. 品目割増で、2 種以上の割増率が重複する場合は、相互に合算することなく、そのうちの最も

高い割増率によります。

エ. 品目割増で、割増率の異なる貨物を積載している場合（割増率を適用する貨物と割増率を適用しない貨物を積載している場合を含む）は、そのうちの最も高い割増率によります。

オ. 品目割増、休日割増、深夜・早朝割増、午前指定割増、時刻指定割増、が重複する場合は、それぞれの割増率をあらかじめ合算した後、イ. による計算をおこないます。

カ. 前各号により計算した金額の 100 円未満の端数は、100 円に切り上げます。

(4) 鉄道運賃料金は、利用する鉄道の定めるコンテナ貨物運賃料金によります。

(実費負担)

8. 次項に定める荷役費用及び荷主の要求により要する次に掲げる費用は、実費として収受します。

(1) 有料道路利用料

(2) その他運送に関連して求められるサービスに対する費用

(燃料サーチャージ)

9. 燃料サーチャージ額の適用方は次のとおりとします。

当社届出の「鉄道利用運送事業コンテナ貨物の燃油特別付加運賃」に準じます。

(附帯料金の種別)

10. 附帯料金の種別ごとの適用方は、次のとおりとします。

(1) 品代金取立料

品代金取立の依頼を受けたコンテナ貨物について適用します。

(2) 着払手数料

運賃料金の支払が着地払となるコンテナ貨物について適用します。

(3) 移送料

集貨、配達または入出庫に関連して移送作業をおこなう場合に適用します。なお、移送距離は、車側または倉庫の戸口をもって、起点または終点とします。

(4) 保管料

コンテナ貨物の託送前または到着後に保管を依頼された場合に適用します。なお、計算日数は、次によります。

ア. 発送貨物は、貨物を受取った日から発送した日の前々日までの日数

イ. 到着貨物は、貨物が到着した日の翌々日から荷受人に貨物を引渡した日までの日数

(5) 指図手数料

コンテナ貨物を託送した後、荷受人変更等の指図の依頼を受けた場合に適用します。

(6) 証明書発行手数料

配達証明等、証明書の発行の依頼を受けた場合に適用します。

(7) その他

上記(1)～(6)項目の他、荷送人又は荷受人の要求により行う荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業、車両上における貨物の積替え、使用するコンテナ内の養生にかかる費用その他の附帯業務に伴う費用は、実費として収受します。

(附帯料金の計算方)

1 1. 附帯料金の計算方は、次によります。

- (1) 附帯料金は、附帯料金率表により発送、到着ごとに計算します。ただし、移送料については、所定料金率を 10 パーセント以内増減したものにより計算することができます。
- (2) 附帯料金率表によって計算した金額の最後に生じた 100 円未満の端数は、これを 100 円に切り上げます。

(消費税及び地方消費税の運賃料金への加算方)

1 2. 消費税及び地方消費税の加算は、次によります。

- (1) 運賃および料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
- (2) 前号により計算した金額の 1 円未満の端数は、1 円単位に四捨五入します。

(そ の 他)

1 3. この運賃および料金に関し、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲内で、当事者の取決めまたは慣習によります。

別表

冬 期 作 業 割 増

都道府 県 名	適 用 駅	地 区 区 分
	駅 名	
北海道	函館貨物、東室蘭、苫小牧貨物	A
	札幌貨物ターミナル、滝川、富良野、帯広貨物、釧路貨物、北旭川、 名寄オフレールステーション、北見、小樽築港オフレールステーション、 中斜里オフレールステーション	B
青 森	八戸貨物、東青森、弘前	B
岩 手	水沢、盛岡貨物ターミナル	B
宮 城	仙台貨物ターミナル、石巻港、古川オフレールステーション、仙台港、 仙台西港	A
福 島	郡山貨物ターミナル、東福島オフレールステーション、小名浜	A
	会津若松オフレールステーション	B
秋 田	秋田貨物、大館、横手新営業所、羽後本荘オフレールステーション	B
山 形	山形オフレールステーション、酒田港	A
新 潟	新潟貨物ターミナル	A
	中条オフレールステーション、黒井、柏崎オフレールステーション、 南長岡、青海オフレールステーション	B
長 野	南松本、北長野、岡谷新営業所	A
富 山	富山貨物、高岡貨物	A
石 川	金沢貨物ターミナル	A
福 井	南福井、敦賀港新営業所	A
鳥 取	伯耆大山、湖山オフレールステーション	A
島 根	東松江新営業所	A

Ⅱ．鉄道利用運送事業混載荷物運賃料金

I 運賃料金の種別および額

1. 基本運賃料金

(1) 基準料率表

ア. 顧客運賃

距離別 重量別	30 キログラムまで	30 キログラムをこえ 50 キログラムまで	50 キログラムをこえ るものは、50 キログ ラムまでを増すごとに
キロメートルまで			
100	700 円	735 円	396 円
200	711	758	420
300	723	770	455
400	758	816	513
500	851	944	595
600	968	1,073	700
700	1,084	1,178	816
800	1,178	1,283	933
900	1,259	1,388	1,003
1,000	1,353	1,492	1,108
1,100	1,446	1,574	1,213
1,200	1,527	1,667	1,283
1,300	1,609	1,737	1,364
1,400	1,714	1,819	1,446
1,500	1,796	1,912	1,504
1,600	1,866	1,982	1,586
1,700	1,936	2,064	1,656
1,800	1,994	2,110	1,714
1,900	2,052	2,157	1,784
2,000	2,087	2,204	1,819
2,000 キロメートルをこ えるものは、100 キロメ ートルまでを増すごとに	40	40	40

イ. 集貨料または配達料

集配 区域別 重量別	30キログ ラムまで	30キログラ ムをこえ50 キログラム まで	50キログラムを こえ1 トンまで のものは、50キ ログラムまでを 増すごとに	1 トンをこえ4 トンまでのもの は、100キログラ ムまでを増すご とに	4 トンをこえる のものは、100キロ グラムまでを増す ごとに
1 区	506 円	561 円	308 円	396 円	242 円
2 区	792 円	891 円	363 円	473 円	264 円
3 区	当該地域で適用されている一般貨物自動車運送事業積合せ貨物(特別積合せ貨物)運賃料金の基準運賃率表による。				

ウ. 中 継 料

50 キログラムまでごとに

150 円

(2) 待機時間料

30 分を超え 30 分ごと 1 件につき	1,500 円
-----------------------	---------

(3) 割増および割引率表

ア. 割 増 率 表 (品目割増)

種 別	内 容	割 増 率
特 大 品	ア. 1 個の長さ 3 メートル、実重量 150 キログラムまたは容積 1 立方メートルをこえるもの	3 割
	イ. 1 個の長さ 6 メートル、実重量 300 キログラムまたは容積 2 立方メートルをこえるもの	5 割
易 損 品	ア. ガラス及びその製品（容器として使用する場合を含み、20 割増適用物品を除きます。） イ. 電気スタンドおよび電気コタツ ウ. ラジオ受信機、テープレコーダーおよび電気蓄音器類 エ. 理化学器械類、医療器類および温度計 オ. 写真機類 カ. 易損度が前各号に定める物品と同程度以上のものであって、かつ特別の取扱いが必要と認められる物品 キ. 荷送人から取扱注意の申出がある物品 ただし、上記の物品であっても易損度が低く、かつ「ニトヤ」の特約のあるものを除きます。	10 割
	ア. けい光燈発光管およびネオンチューブ イ. 太陽燈およびレントゲン機械 ウ. 太陽燈発光管、赤外線発光管およびレントゲン管球 エ. テレビジョン受像機および水銀整流器の類 オ. ガラス製かさおよびガラス製グローブ	20 割
危 険 品	ア. 高圧ガス イ. 油紙油布類 ウ. 引火性液体 エ. 可燃性固体 オ. 吸湿性発熱物 カ. 酸 類 キ. 酸化腐蝕剤	10 割

種 別	内 容	割 増 率
危 険 品	ク. 揮散性毒物（放射線物質を除きます。） ケ. 農薬第1種 コ. 軽火工品（50割増のものを除きます。）	10 割
	揮散性毒物（放射線物質第2種）	20 割
	揮散性物質（放射線物質第1種）	30 割
	ア. 軽火工品（煙火、導火線、電気導火線、信号えん管、信号火せん） イ. 火 薬 類	50 割
貴 重 品	容器、荷造りの重量を加えた1キログラムの価格が40,000円の割合をこえる物品 { i 貴重品と貴重品でない物品とを同一のこん包とした場合 および1キログラムの価格が40,000円以下のものであっても荷送人から貴重品として託送する旨の申告があった場合を含みます。 ii 動物を除きます。 }	20 割
	ア. 貨幣、紙幣および銀行券 イ. 印紙および郵便切手 ウ. 公債証券、大蔵省証券、株券、債券、手形、商品券、その他の有価証券（当せん金付証票法（昭和23年法律第114号）に基づいて発行した宝くじ等の未抽せん証票を含みます。） エ. 金・銀・白金その他の貴金属およびその製品 オ. イリジウム・タングステンその他のまれな金属およびその製品 カ. 金剛石、紅玉、緑柱石、その他の宝石及びその製品 キ. こはく、真珠、さんご、象げ、べっ甲およびその製品 ク. 美術品および骨とう品	30 割
動 物	かめ類、食用かえる、初生ひな、魚介類、えさに用いる小虫類および蚕種を除きます。	10 割

イ. 割 増 率 表（作業割増）

休日割増	日曜祝祭日及びそれにまたがる作業	2 割
深夜・早朝割増	深夜・早朝割増の適用時間（午後10時から午前5時まで）及びそれにまたがる作業	3 割
午前指定割増	開始または終了する時間帯を午前中として指定する作業	1 割
時刻指定割増	開始または終了する時刻を指定する作業	2 割

ウ.割引率表

種 別	内 容	割 引 率
定型大量輸送荷物	定型かつ大量に輸送される荷物	1.5 割

2. 附 帯 料 金

附帯料金率表

種 別	料 金 率
品代金取立料	10,000 円まで
	10,000 円をこえるものは、 10,000 円までを増すごとに
着払手数料	到着一口につき
移送料	車側から 30 メートルをこえるもの
保管料	5 日目まで
	6 日目以降
指図手数料	1 件につき
証明書発行 手数料	1 通につき

3. 消費税および地方消費税の運賃料金への加算

運賃料金総額の消費税法等に基づく税率分

Ⅱ 運賃料金の適用方

(適用範囲)

1. この運賃料金は、鉄道利用運送事業者が荷物を多数とりまとめ、これを車扱貨物またはコンテナ貨物として鉄道を利用して運送する混載荷物も鉄道利用運送業務およびこれに附帯する業務をおこなう場合に適用します。

(運賃料金の種別)

2. 基本運賃料金の種別ごとの適用方は、次のとおりとします。
 - (1) 顧客運賃は発基地駅から着基地駅までの運送区間に対して適用します。基地駅とは鉄道利用運送事業者が混載荷物を鉄道に託送し、または鉄道から受取る駅をいいます。
 - (2) 集貨料または配達料は、集貨または配達の業務をおこなう場合および営業所持込または営業所留となる場合に適用します。なお、この場合の営業所には、基地駅の構内営業所およびそれに準ずるものを含みません。
 - (3) 中継料は混載荷物を途中基地駅で積みかえて、貨車またはコンテナで継送する場合に適用します。

(積込料又は取卸料)

3. 荷送人又は荷受人の依頼により特別な方法による貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、積込料又は取卸料として実際に要した費用を収受します。

(待機時間料)

4. 発着いずれかの荷主の責により車両が集配先に到着後 30 分を超えて待機したときは、超過部分に対し待機時間料として当社の定める金額を収受します。

(運賃料金の割増)

5. 運賃料金の品目割増の種別ごとの適用方は、混載荷物が割増適用荷物に該当する場合に適用します。この場合、荷物の品目は原則として「日本貨物鉄道株式会社の貨物品目分類表」によります。この品目割増の適用は、基準料率表における顧客運賃、集貨料および配達料に対して適用します。

6. 運賃料金の作業割増の割増率の適用は、基準料率表における集貨料および配達料に対して適用します。

(運賃料金の割引)

7. 定型大量輸送荷物割引は、常時大量に輸送される荷物で、特約した場合に限り適用します。この場合の割引率の適用は、基準料率表における顧客運賃、集貨料および配達料に対して適用します。

(運賃料金計算の基礎)

8. 運賃料金計算の基礎は次のとおりとします。

- (1) 一口の範囲

一口とは、荷送人、荷受人、混載荷物の託送ならびに引渡し場所、託送の時および運賃料金支払い方法を同じくするものをいいます。

(2) 混載荷物の重量

混載荷物の運賃計算重量は、荷物の実重量または容積によって換算した重量のいずれか大きい方によります。

この場合の容積換算重量は、1立方メートルを280キログラムに換算します。

(3) 集配区域

集配区域の1区は、基地駅から10キロメートルまでの区域、2区は、基地駅から10キロメートルをこえ20キロメートルまでの区域、3区は、基地駅から20キロメートルをこえる区域とします。

(4) 運賃計算キロ程

ア. 顧客運賃

顧客運賃計算キロ程は、発着基地駅間の貨物営業キロ程によります。

運賃計算キロ程の計算方は、関係鉄道の貨物運送に関する諸規程によります。

イ. 集貨料または配達料

集貨料または配達料の運賃計算キロ程は、基地駅を起点または終点として荷主の指定する場所（営業所持込または営業所留となる場合を含む。）までの間の通常走行する経路の実キロ程によります。

（運賃料金の計算方）

9. 運賃料金の計算方は次によります。

- (1) 運賃料金は、基準料率表により発送、到着ごとに一口ごとに計算します。

なお、この料率は10パーセント以内増減したものにより計算することができます。

- (2) 割増率または割引率を適用する混載荷物の顧客運賃、集貨料または配達料は、前号の金額（端数処理をおこなわない金額）に対し所定の率を乗じた金額を加減して計算します。

なお、この所定の率は低減することができます。

- (3) 品目割増で、2種以上の割増率が重複する混載荷物で、特大品と特大品以外の割増が重複する場合は、各割増率を合算します。

品目割増で、特大品以外の割増が重複する場合は、そのうちの最も高い割増率によります。

- (4) 品目割増で、一口の混載貨物に割増率の異なる荷物がある場合（割増率を適用する荷物と割増率を適用しない荷物が混入されている場合を含む。）は、そのうちの最も高い割増率によります。

- (5) 顧客運賃について、品目割増、定型定量貨物割引が重複する場合は、割増率と割引率をあらかじめ合算した割増（割引）率で、前(2)号により計算をおこないます。

- (6) 集貨料または配達料について、品目割増、休日割増、深夜・早朝割増、午前指定割増、時刻指定割増、定型定量貨物割引が重複する場合は、割増率と割引率をあらかじめ合算した割増（割引）率で、前(2)号により計算をおこないます。

- (7) 前各号により計算した金額の10円未満の端数は、運賃料金の種別ごとに10円に切り上げます。

- (8) 運賃料金は個建等によって計算することができます。この場合、前各号により計算した金額をこえないものとします。

（運賃計算の特例）

- 1 0. 3 区が集貨料または配達料は前各号の規定にかかわらず、運賃計算重量、運賃計算上の端数処理については、当該地域で適用されている一般貨物自動車運送事業特別積合せ運賃料金の適用方法によります。

（実費負担）

- 1 1. 次項に定める荷役費用及び荷主の要求により要する次に掲げる費用は、実費として収受します。
- (1) 有料道路利用料
 - (2) その他運送に関連して求められるサービスに対する費用

（燃料サーチャージ）

- 1 2. 燃料サーチャージ額の適用方は次のとおりとします。
当社届出の「鉄道利用運送事業混載荷物の燃油特別付加運賃」に準じます。

（附帯料金の種別）

- 1 3. 附帯料金の種別ごとの適用方は次のとおりとします。
- (1) 品代金取立料
品代金取立の依頼をうけた混載荷物について適用します。
 - (2) 着払手数料
運賃料金の支払が着地払となる混載荷物について適用します。
 - (3) 移送料
集貨、配達または入出庫に関連して移送作業をおこなう場合に適用します。
 - (4) 保管料
混載荷物の託送前または到着後に保管の依頼をうけた場合に適用します。なお、計算日数は、次によります。
 - ア. 発送荷物は保管当日から発送の前日までの日数
 - イ. 到着荷物は荷受人（貨物引換証を発行したときは、証券面の荷受人）に到着通知を出した日（到着通知不要の特約があるときは、引渡し準備が終った日）または通知にかわる掲示を出した日の翌々日から引渡し当日までの日数
 - (5) 指図手数料
混載荷物の託送をうけた後、荷受人変更等の指図の依頼をうけた場合に適用します。
 - (6) 証明書発行手数料
配達証明書等証明書の発行の依頼をうけた場合に適用します。
 - (7) その他
上記(1)～(6)項目の他、荷送人又は荷受人の要求により行う荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業、車両上における貨物の積替え、使用するコンテナ内の養生にかかる費用その他の附帯業務に伴う費用は、実費として収受します。

(附帯料金の計算方)

1 4. 附帯料金の計算方は次によります。

附帯料金は、附帯料金率表により発送、到着ごとに計算します。

(消費税及び地方消費税の運賃料金への加算方)

1 5. 消費税及び地方消費税の加算は、次によります。

(1) 運賃および料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

(2) 前号により計算した金額の1円未満の端数は、1円単位に四捨五入します。

(そ の 他)

1 6. この運賃および料金に関し、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲内で当事者の取決めまたは慣習によります。